

令和8年度

水質検査計画書

甘楽町 水道課

令和8年度 甘楽町水道課水質検査計画書

1. 水道事業種別 上水道事業・簡易水道事業
2. 事業主体 甘 楽 町
3. 配水場名 上 水 道 白倉浄水場・轟浄水場
簡易水道 来波浄水場・葦の萱浄水場・国峰浄水場

4. 原水の種類及び水質状況

(1) 表流水

水質概要： 一年を通して安定した水質を保持しているが、表流水のため一般細菌、大腸菌、クリプトスポリジウム・ジアルジア等の除去に配慮した水処理が必要となっている。

5. 浄水処理方法

急速濾過 白倉浄水場・轟浄水場・来波浄水場
緩速濾過 葦の萱浄水場・国峰浄水場

6. 凝集剤

ポリシリカ鉄凝集剤 (PSI : Fe6%)

7. 消毒用薬品

次亜塩素酸ナトリウム (JWWA 2級)

8. 一日平均給水量及び給水人口

5, 7 8 2 m³
1 2, 2 8 7 人

9. 水質検査計画

表1、2に基づき、必要項目について各検査を実施し、安全で安心な水道水の供給に努める。

表1 水質検査地点

配水池名称	原水	給水栓
白倉浄水場	鎚川水系（白倉）	白倉浄水場配水口
轟浄水場	鎚川水系（雄川）	轟浄水場配水口
来波浄水場	鎚川水系（沼沢）	来波浄水場配水口
葦の萱浄水場	鎚川水系（雄川）	葦の萱浄水場配水口
国峰浄水場	鎚川水系（雄川）	国峰浄水場配水口

原水について、各配水池入り口での水質検査の結果、水質に問題があるときは各取水口の水質検査を行うものとする。

表2 検査頻度及び検査項目（水質検査表1）

名称	検査場所	検査頻度	項目数	検査する項目
毎日検査	給水栓(5ヶ所)	1日1回	4	色・濁り・味・水温・消毒の残留効果
毎月検査	給水栓(5ヶ所)	1ヶ月に1回	10	水質変化の指標となる項目
全項目検査	給水栓(5ヶ所)	1年に1回	51	浄水・水質基準全項目
	原水(5ヶ所)	1年に1回	39	原水・水質基準全項目
3ヶ月に1回検査	給水栓(5ヶ所)	3ヶ月に1回	23	3ヶ月に1回23項目+必須項目
上水道	原水(2ヶ所)	9月を除く毎月	6	6項目+必要事項
簡易水道	原水(3ヶ所)	6・12・3月	6	6項目+必要事項
PFAS類	浄水(上水2ヶ所)	3ヶ月に1回	1	PFOS及びPFOA
	浄水(簡水3ヶ所)	1年に1回		

9. 水質検査の方法と委託先

(1) 自己検査

毎日検査は職員が行う。

(2) 委託検査

令和8年度の検査の委託先の選定については、検査制度と信頼性を重視し、厚生労働大臣登録検査機関である(株)総合環境分析で行う。

その他の必要な検査は、(株)総合環境分析で行う。

(3) その他、必要に応じて放射性物質等は(株)総合環境分析で検査を行う。

10. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合には、臨時の水質検査を行う。
このとき水質検査機関と素早く的確に対応できるように、委託機関との連携に努める。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、供給点周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑤ 浄水過程に異状があったとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

11. 結果の評価と計画の見直し

- ① 浄水及び原水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し評価を行います。
- ② 水質検査計画は過去の検査結果等を考慮して、毎年見直しを実施していきます。

12. 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画については毎事業年度の開始前に甘楽町ホームページに掲載します。
水質検査結果は定期的に甘楽町のホームページに掲載します。また、水質検査結果は次年度の水質検査計画に反映します。皆様のご意見をお寄せください。

水質検査計画策定の概念図

